

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
休日、
が翌日
の翌日
の翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示

保険医療機関等の指定(保険課)
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理が
あつたものとみなされるもの(〃)

結核予防法による医療機関の指定(二件)(健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定(二件)(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(六件)(〃)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)

収入証紙の小売りさばき人の指定(会計課)

◇ 選管告示

政治団体の設立の届出

◇ 公 告

ふぐ処理師試験等の実施(衛生課)

告 示

鳥取県告示第千四百七十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
樋口医院明治分院	鳥取市松上一三七一五	昭和六十三年十月十五日
木村歯科医院茶屋出張診療所	日野郡日南町茶屋二二九四一	〃
吉田薬局	米子市両三柳四四八五一七	〃
山口はるみ歯科医院	米子市道笑町四丁目九九一三	〃
浜坂薬局	鳥取市浜坂一三五八一六八	〃
井崎胃腸科外科医院	鳥取市湖山町北二丁目三九三	昭和六十三年十月十六日
松田小児科医院	鳥取市大杵二二八一二	昭和六十三年十月三十一日
だいせん薬局	米子市皆生一七五〇一五六	昭和六十三年十月二十八日

天野医院	東伯郡大栄町大字由良宿字鋤ケ崎二一五	昭和六十三年十月十六日
石丸こどもクリニック	鳥取市天神町三一―二	昭和六十三年十月十九日
いえはら歯科	米子市河崎五七五―一	昭和六十三年十月二十五日
石亀歯科医院	東伯郡東伯町大字徳万四九一―七	昭和六十三年十月二十二日

鳥取県告示第千四百四十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
武本薬局	倉吉市西倉吉町二二―一四	昭和六十三年十月一日
フジモト調剤薬局	鳥取市天神町三一―一	昭和六十三年十月十三日

石丸こどもクリニック	鳥取市天神町三一―二	昭和六十三年十月十九日
いえはら歯科	米子市河崎五七五―一	昭和六十三年十月二十五日
石亀歯科医院	東伯郡東伯町大字徳万四九一―七	昭和六十三年十月二十二日

鳥取県告示第千四百四十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
石丸こどもクリニック	鳥取市天神町三一―二	昭和六十三年十月十九日

鳥取県告示第千五百十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
フジモト調剤薬局	鳥取市天神町三一一	昭和六十三年十月二十一日

鳥取県告示第千五百一十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社武本薬局	倉吉市西倉吉町二二一四	昭和六十三年十月十九日
仲田医院	日野郡日野町根雨七一五	〃

鳥取県告示第千五百一十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
フジモト調剤薬局	鳥取市天神町三一一	昭和六十三年十月十九日

鳥取県告示第千五百一十三号

日野町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業下榎（漆原）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、淀江町から淀江都市計画汚物処理場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千五百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画下水道

の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千五百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千五百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、羽合町から羽合都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課

において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千五百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、東郷町から東郷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千五百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、三朝町から三朝都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千六百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、関金町から倉吉都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千六百一十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称
三朝町
- 二 都市計画事業の種類及び名称

三朝都市計画下水道事業 三朝町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年十一月二十七日から昭和七十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 昭和五十六年十一月鳥取県告示第千七百七十九号及び昭和六十三年二月鳥取県告示第百一十一号の事業地に東伯郡

三朝町大字本泉字齊ノ木、字古川、字石田、字丁田、字漆ヶ坪、字下河原、字隈田、字前河原、字畑ヶ田、字宮ノ前、字谷口、字天神河原、字向隈田、字桜ヶ坪、字久田ヶ坪、字丸山、字大能、字美ノ田及び字大明神、大字森字天神、字天神落、字下河原、字前河原、字水尻、字馬場、字大京谷、字屋敷、字五萬及び字中村並びに大字大瀬字向山を加え、同町大字大瀬字下鴨渡り及び字青木前地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第千六百六十二号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日 指定番号 住 所 名 称 売りさばき場所

昭和六十三年十一月二十四日

四六一

八頭郡八東町大字北山九三三六

株式会社鳥取銀行八東支店

八頭郡八東町大字北山九三三六株式会社鳥取銀行八東支店

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務の所在地	届出年月日	備考
久本温彦後援会	國政 昭	熊谷 操	八頭郡智頭町大字西字塚四	昭和六十三年九月二十八日	その他の政治団体

六

七

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和63年12月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験期日

(1) 学科試験

昭和64年1月26日（木）10時から12時まで

(2) 実地試験

昭和64年1月26日（木）13時から

2 試験場所

(1) 学科試験

倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所

(2) 実地試験

倉吉市東蔵城町2 鳥取県倉吉保健所

3 受験資格

(1) ふぐ処理師試験

昭和64年1月26日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師

4 試験科目

(1) ふぐ処理師試験

ア 衛生関係法規

イ 公衆衛生学

ウ 食品衛生学

エ ふぐ処理の実施（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）

(2) ふぐ調理師試験

ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

イ 衛生関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例）

ウ ふぐ調理の実施（毒性臓器の鑑別を含む。）

5 受験手続

(1) 提出書類

ア ふぐ処理師試験

イ 受験願書

ロ 履歴書

ハ 戸籍謄本又は戸籍抄本

ニ 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）

ホ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年

以上従事している旨の所轄保健所（住所地を管轄する保健所をい

う。以下同じ。）の長の証明書

イ ふぐ調理師試験

ロ 受験願書

ハ 履歴書

- (ウ) 写真(6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの)
- (エ) 調理師免許証の写し
- (2) 受験願書の提出先
所轄保健所に提出すること。
- (3) 受験願書の提出期間
昭和64年1月5日(木)から同月7日(土)まで
- 6 試験手数料及びその納付方法
 - (1) 試験手数料 8,800円(実地試験に用いるふぐの代金は含まない。)
 - (2) 納付方法
 - ア (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。
 - イ 納付した手数料は、返還しない。
- 7 試験当日の携行品
 - (1) 学科試験
受験通知書及び筆記用具
 - (2) 実地試験
受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び清潔な履物
- 8 合格者の発表
昭和64年2月9日(木)に所轄保健所に掲示する。
- 9 その他
詳細については、所轄保健所に問い合わせること。